

利府町地域公共交通網形成計画



平成30年3月

利府町

利府町地域公共交通網形成計画

目次

第1章 計画の概要	1
1-1 計画策定の背景と目的.....	1
1-2 計画の位置づけ.....	1
1-3 計画の対象範囲.....	2
1-4 計画の区域.....	2
1-5 計画の期間と進め方.....	3
第2章 公共交通を取り巻く課題	4
2-1 公共交通の現状と課題.....	4
2-2 本町の現状・課題のまとめ.....	11
2-3 課題解決に向けた交通ネットワークの方向性.....	12
第3章 計画の基本方針・基本目標	13
3-1 計画の基本方針.....	13
3-2 計画の基本目標.....	14
3-3 公共交通の位置づけと役割分担.....	19
3-4 公共交通ネットワークの将来イメージ.....	20
第4章 施策・プロジェクト	21
4-1 施策・プロジェクトの体系.....	21
4-2 施策・プロジェクト.....	22
第5章 施策・プロジェクトの推進体制	30
5-1 関係する主体と基本的な役割.....	30
5-2 計画の推進・管理体制.....	30
5-3 施策の推進方法.....	31
資料編	32
◆ 地域特性と公共交通の現状把握	
1. 上位・関連計画の整理及び分析.....	32
2. 地域特性の整理.....	39
3. 公共交通の現状把握.....	48
4. 関係者ヒアリング調査.....	53
◆ 地域住民のニーズ・交通実態把握	
1. バス利用実態調査.....	57
2. 住民ニーズ調査（住民アンケート調査）.....	64
3. 住民ニーズ調査（中高生アンケート調査）.....	74
4. 住民グループインタビュー調査.....	86
5. 駅等乗り継ぎ実態調査（施設ヒアリング調査）.....	92

第1章 計画の概要

『みんなで住みたいゆめのまち絵画コンクール受賞作品』



利府小学校 元木 大智

第1章 計画の概要

1-1 計画策定の背景と目的

本町は、JR 東日本東北本線（新利府駅・利府駅）、JR 東日本仙石線（陸前浜田駅）の鉄道や、民間事業者による路線バス、町民バス「りふっと」などの公共交通機関を有しており、東日本大震災発生以降は、復旧・復興事業の進捗状況に合わせ、また、町民ニーズを踏まえながら、町民バスの運行見直しや改善を行い、地域における生活の足を維持している状況にあります。

しかしながら、モータリゼーションの進展や高齢化、将来的な人口減少などの社会情勢の変遷により、現在運行している公共交通を維持・確保するためには、町の財政負担が増加するほか、今後も新たな施設整備や都市開発が進められる予定であり、公共交通を取り巻く環境にも大きな変化があるものと予想されます。

こうした背景から、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成19年法律第59号）に基づき、地域公共交通の基本的な方針と施策体系を示す「マスタープラン」として、「利府町地域公共交通網形成計画」を策定します。

本計画は、地域公共交通の現状・問題点、課題の整理等を踏まえ、本町の地域特性や現況、町民ニーズに対応し、効率的かつ効果的で、将来にわたって持続可能な公共交通体系を構築することを目的とし、将来的な公共交通ネットワークのあり方（公共交通の将来像）、公共交通に関連する各主体（行政、交通事業者、町民等）の役割の明確化、実施する施策・事業等を定め、計画期間中における将来像の実現を目指します。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、本町の上位計画である「利府町総合計画」におけるまちづくりの基本理念『私たち一人ひとりが主役となって 自然・文化・産業が調和し 生きがいと喜び、心の豊かさ幸せを実現できるまちづくり』との整合を図りつつ、まちづくりのメインテーマ『ひと・ところ・まち しあわせ共創のステージ』の実現に向けて、地域公共交通のマスタープランとして策定するものです。

また、国が定める関連法における基本方針に基づき、まちづくりや健康・福祉、観光など各種関連計画と連携し、事業・施策の展開を図ります。

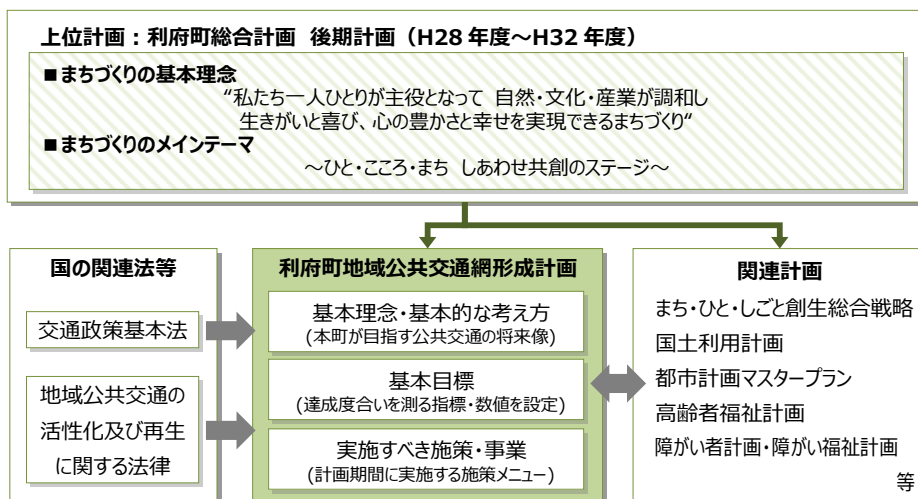


図 1-1 計画の位置づけ

1-3 計画の対象範囲

本計画は地域公共交通のマスタープランとして、鉄道、バスをはじめとした各交通モードの位置づけ・役割を示すものであります。特に、バス路線の再編と交通拠点の整備に重点を置きつつ、利用促進策や多様な主体との協働・連携を図るための総合的な施策体系を定めます。

なお、利用者が限定的となる高齢者送迎バスやスクールバス等の目的バスについては、今後の高齢化の進展や、児童・生徒数の変化に応じて将来的に見直すものとし、本計画の対象から除きます。

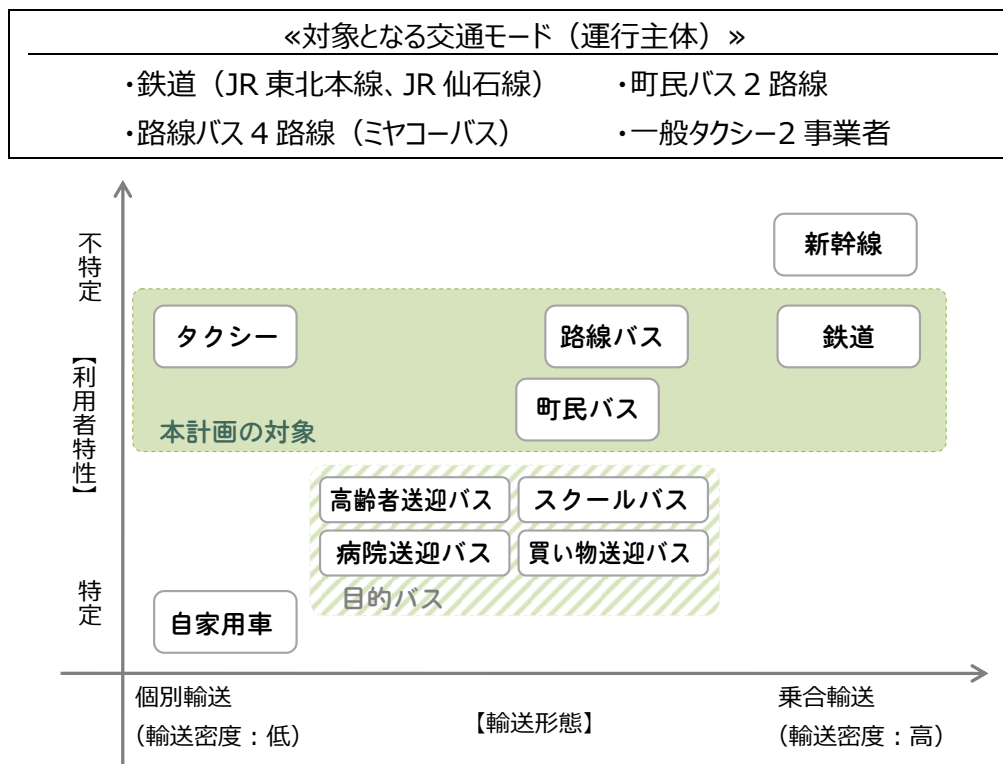


図 1-2 計画の対象範囲

1-4 計画の区域

本計画の区域は利府町全域とします。なお、地域間交通の運行見直し・改善を図る必要がある場合は隣接市町（仙台市、塩竈市、多賀城市等）との協議・調整を検討します。

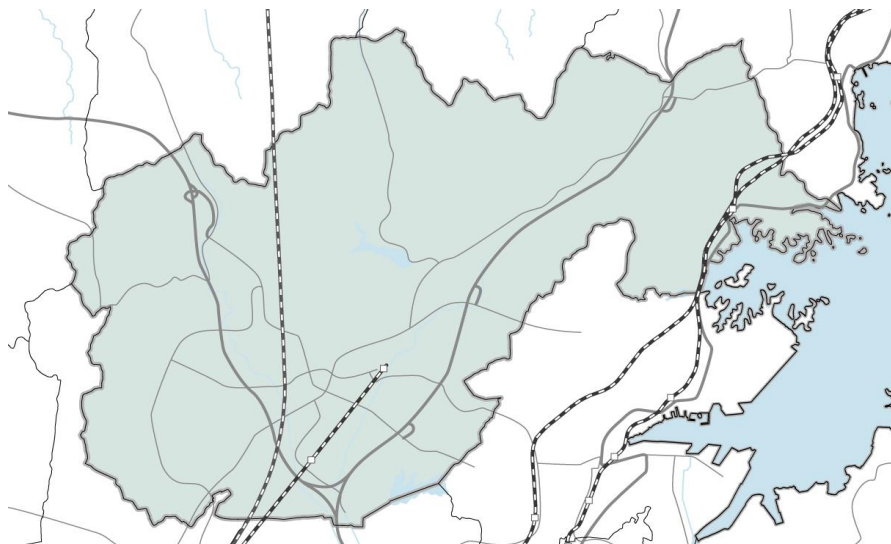


図 1-3 計画の対象区域

1-5 計画の期間と進め方

本計画の期間は平成30年度（西暦2018年度）から平成34年度（西暦2022年度）までの5年間とします。

ただし、上位計画である「利府町総合計画」の改定において、当該計画における公共交通の役割りが大きく見直されることとなった場合、若しくは、同時期に実施する事業進捗の確認やモニタリングの実施において、本計画に定める目標と実績とに大きな乖離がある場合には、本計画の見直しを行うものとします。

また、計画期間終了時においては、計画期間全体の施策・事業の進捗確認及び効果検証を行い、次期計画への見直しを図ります。

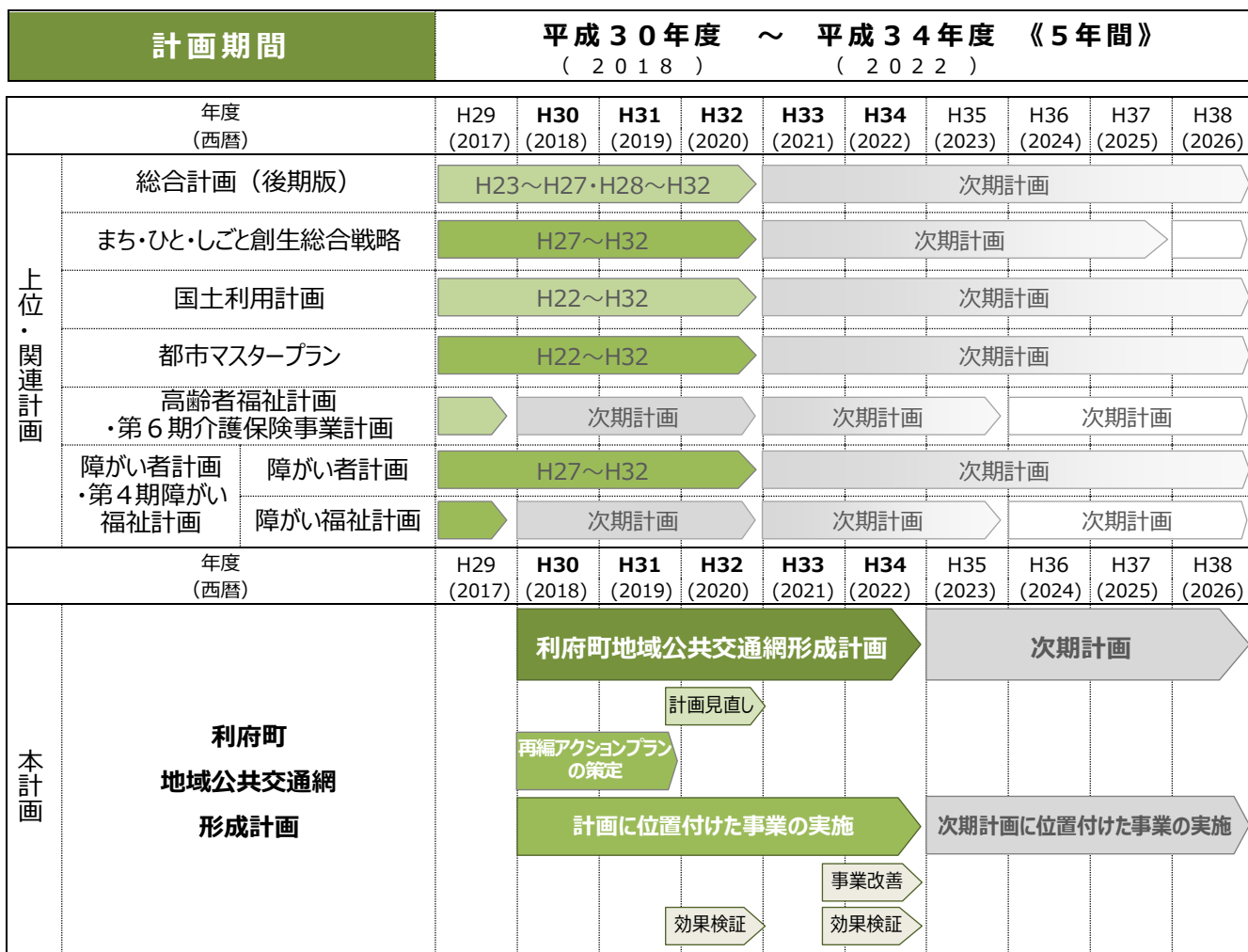


図 1-4 計画のスケジュール

